

## 国立大学法人小樽商科大学将来構想委員会規程

(平成25年6月12日制定)

(設置)

第1条 本学に、将来構想の企画立案等について審議するため将来構想委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 将来計画の企画立案に関する事項
- (2) 研究及び教育体制に関する事項
- (3) 組織及び運営に関する事項
- (4) その他将来構想に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事（総務・財務担当副学長兼務）
- (3) 理事（教育担当副学長兼務）
- (4) 副学長
- (5) 学科長及び学科主任
- (6) 言語センター長
- (7) 現代商学専攻長
- (8) アントレプレナーシップ専攻長
- (9) 事務局長
- (10) 学長が指名する者 1名

(委員の任期)

第3条の2 前条第10号の委員の任期は1年とする。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員会に副委員長を置き、理事（総務・財務担当副学長兼務）をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し議長となる。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(議事)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会に、専門的事項を審議するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、企画戦略課が行う。

附 則

1 この規程は、平成25年6月12日から施行する。

2 平成26年4月1日から平成26年6月30日の間、第3条第6号に「学科長及び学科主任」とあるものは「平成26年3月31日に学科長及び学科主任であった者」、第3条第7号に「言語センター長」とあるものは「平成26年3月31日に言語センター長であった者」と読み替えるものとする。

附 則

この規程は、平成26年6月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。